

つむぎ

No.147
[2018.1]



新年のごあいさつ

地域社会貢献事業

フォーラム21少年少女合唱団 ジョイントコンサート ~ハノーファー少女合唱団を迎えて~
各地域イベントで「税金クイズ」開催

CONTENTS

つむぐ 一宮法人会報

第 147 号



平和支部役員 浅野 忠志氏所有の松の盆栽

| | |
|---|----|
| 公益社団法人一宮法人会 会長 森 克彦 | 1 |
| 名古屋国税局 課税第二部長 中川 政晴 | 2 |
| 一宮税務署 署長 鈴木 隆之 | 3 |
| 公益社団法人一宮法人会 役員 | 4 |
| 確定申告会場のご案内 | 5 |
| 納税功労表彰受彰者 | 6 |
| 第34回 法人会全国大会 福井大会 | 8 |
| 平成30年度 税制改正に関する提言(要約) | 8 |
| 行動する法人会 | 11 |
| 税務広報 | 12 |
| 第31回法人会 全国青年の集い「高知大会」 | 16 |
| フラダンス 施設慰問 | 16 |
| フォーラム21 少年少女合唱団 ジョイントコンサート ～ハノーファー少女合唱団を迎えて～ | 17 |
| 企業訪問：株式会社 なごやしめん亭 | 18 |
| 税金クイズの開催 | 20 |
| 支部のうごき | 22 |
| はじめまして新会員の紹介 | 23 |
| 編集後記 | 23 |

年頭の御挨拶



公益社団法人一宮法人会 会長
森 克彦

新年あけましておめでとうございます。
平成30年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
会員の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、日頃から一宮法人会の活動に対しまして、格別のご理解と温かいご支援を賜り心からお礼申し上げます。
さて、この1年を振り返りますと、我が国の経済を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。
経済指標をみる限りでは、戦後最長のいざなぎ景気を越えたと言われてはいますが、今回の景気回復は失われた20年という長期不況からようやく底離れした段階で、まだ水面下に留まる産業分野もあり、特に中小企業では景気回復の実感が湧かない状況であります。

大企業は業績が好調なのにもかかわらず、経済の先行きに対して、確信を持ってないために、利益が賃上げに回らず、所得は伸び悩んでおります。消費者の値上げに対する抵抗は根強く、物価は日銀が目標とする年率2%の上昇は遠のくばかりであります。

また、今後の税制と景気動向に関しては、来年の平成31年10月に実施される消費税率10%への引き上げと、軽減税率制度がどのような影響を及ぼすのか懸念されます。特に軽減税率につきましては初めての経験という事もあり国民生活に多大な影響をもたらすことも考えられます。

このような中であって、一宮法人会は、『税のオピニオンリーダーとして「企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」経営者の団体』を理念に様々な事業を展開してまいりました。

税知識の普及を目的とした事業としては、定例研修会や税経部会による例会、新設法人説明会などを開催しました。納税意識の高揚を目的とした事業としては、地域のイベント会場での「税金展、税金クイズ」、小学生を対象とする租税教室への講師派遣、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」等の事業を実施しました。中でも租税教室への講師派遣は、今年度一宮市・稲沢市の小学校63校中21校へ43名もの講師を派遣予定であり、当会の租税教育活動の大きな柱となっています。

また、地域社会への貢献活動としては、女性部会の創立30周年記念事業として、マリンバ&パーカッションアンサンブルグループBIRTHによる「み～んなで楽しむコンサート」や青年部会の後援事業として、「フォーラム21少年少女合唱団とドイツのハノーファー少女合唱団とのジョイントコンサート」等を開催し、多くの方にご来場をいただきました。

その他にも、会員交流事業としてバス研修なども実施しました。
このように、当会といたしましては、会員の減少が続くなか厳しい運営が求められる現状ではありますが、皆様のお知恵を拝し、従来にも増して企業経営と社会の健全な発展に貢献する事業を推進してまいりたいと考えております。
どうか会員の皆様には、今までにも増してご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝と各企業の益々のご繁栄を祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

女性部会は「一宮法人会 Lady's エコキャップ運動」取り組み中です。



研修会などの会合にご出席の際に、ペットボトルのキャップをお持ちよりください。ご協力のほどよろしく願いいたします。又事務局でも随時受け付けております。

平成 29 年 12 月 26 日現在 累計個数 **220 万 4,466 個** (ワフチン 2,680.2 人分) 地球に優しい取組み
ご協力ありがとうございます。

累計のキャップをゴミとして焼却すれば、16,885kgのCO₂が発生することになります

年頭の御挨拶

名古屋国税局 課税第二部長
中川 政晴



平成30年の年頭に当たり、公益社団法人一宮法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。
会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出、生産、設備投資の増加、個人消費の持ち直しなどにより、景気は拡大しております。また、この地域においては、2027年予定の「リニア中央新幹線」の開業を見据えた名古屋駅周辺の再開発が進んでおり、新しい名古屋の玄関口として、名古屋駅直結の超高層複合ビル「ゲートタワー」が開業するなど大いに活気付いております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、史上最年少でプロ棋士となった愛知県出身の藤井聡太四段の活躍や、秋篠宮家の長女・眞子様との御婚約発表といった大変喜ばしい出来事がありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改革が行われるなど、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しております。

国税当局といたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱かないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

具体的には、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用が開始されております。皆様には、これまでもe-Taxやマイナンバー制度の普及・定着をはじめ、消費税の軽減税率制度や税を考える週間、確定申告期における税の啓発活動などに、多大な御支援をいただいております。

このような御協力に対しまして、重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人一宮法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭の御挨拶

一宮税務署 署長
鈴木 隆之



新年あけましておめでとうございます。

平成30年の新春を迎え、公益社団法人一宮法人会会員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一昨年の7月に一宮税務署長を拝命して以来、早いもので一年と半年が経過しました。この間、会員の皆様の多岐にわたる活発かつ充実した会活動を拝見させていただき、会活動に対する皆様の並々ならぬ御熱意と御努力に対しまして深く敬意を表する次第です。

とりわけ、女性部会が創立30周年を迎えたことにつきましては、その御労苦と御功績に対しまして、深甚なる敬意を表するとともに、更なる発展を期待するところでございます。

昨年を振り返りますと、税知識の普及を目的とした定例研修会のほか、各支部による地域イベントでの税金クイズ、さらには、次世代を担う児童に対する租税教室など公益性の高い社会貢献活動は、「税知識の普及」といった面からも大変有意義なものであります。

特に、租税教室は、女性部会、青年部会及び税務経理研究部会の会員の皆様が熱心に取り組んでいただき、本年度におきましても、非常に多くの授業を行っていただいていると聞いており、更には、「税に関する絵はがきコンクール」につきましても、多くの作品を募集していただいた上で、入賞された作品を確定申告会場に展示していただけると聞いております。

これらの会活動に改めて深く感謝申し上げますとともに、今後とも一宮法人会の会活動が充実したものとなりますよう微力ではありますが出来得る限りの支援をさせていただきたいと思っております。

ところで、最近の税務を取り巻く環境は、経済活動の国際化、ICT化の急速な進展等により今もなお大きく変化しております。このような中、私どもといたしましては「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、e-Taxの利便性向上をはじめとした納税環境の一層の整備や、税務調査や滞納処分などを通じた適正・公平な税務行政の一層の推進を図っていく所存でございます。

これらの取組に対しましては、私どもの力のみでは到底なし得るものではなく、一宮法人会の皆様のお力添えが是非とも必要と考えております。今後とも、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人一宮法人会の地域社会におけるますますの御活躍と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



謹賀新年

公益社団法人一宮法人会 役員一同



| 役職名 | 氏名 | 法人名 | |
|-------------------|--------------------|------------------|--------------|
| 会長 | 森 克彦 | モ リ リ ン (株) | |
| 副会長 | 豊島 半七 | 豊 島 (株) | |
| | 伊藤 正樹 | 中 外 国 島 (株) | |
| | 向山 支部長 榊原 譲 | 榊 原 建 設 (株) | |
| | 祖父江 支部長 則竹 伸也 | 共 和 食 品 工 業 (株) | |
| 常任理事 | せんい 支部長 吉川 登喜治 | 美 吉 建 設 (株) | |
| | 事業委員長 滝 幹夫 | (株) 滝 善 | |
| | 税務経理研究部会長 金森 和広 | (株) カ ナ ッ ク ス | |
| | 女性部会 副部会長 | 三島 啓一 | サンファインウール(株) |
| | | 児島 秀光 | (株) 秀 興 組 |
| | | 五藤 達代 | 大 蔵 通 商 (株) |
| | 広報委員長 加藤 豪 | (有) 藤 市 殖 産 | |
| | 専務理事 | | (公社)一宮法人会 |
| | 理事 | 大志 支部長 木全 義信 | (株)カ一サ伊太利屋 |
| | | 本町 支部長 木村 実 | (株)木村硝子店 |
| 栄 支部長 大鹿 晃裕 | | 大 鹿 (株) | |
| 神山 支部長 永田 忠義 | | 永 田 (株) | |
| 宮西 支部長 森 俊一郎 | | モ リ 印 刷 (株) | |
| 貴船 支部長 森 幹昇 | | 筒ヒロミ写真機店 | |
| 富士 支部長 大崎 政雄 | | 大 崎 機 工 (株) | |
| 大江 支部長 金子 正三 | | (株)一宮看板店 | |
| 丹陽 支部長 植田 常幸 | | 永 興 物 産 (株) | |
| 奥 支部長 時田 典幸 | | 時 田 毛 織 (株) | |
| 萩原 支部長 花木 達美 | | 花 正 建 設 (株) | |
| 今伊勢 支部長 佐藤 純史 | | 金 銀 花 酒 造 (株) | |
| 大和 支部長 神戸 孝行 | | 神 戸 産 業 (株) | |
| 葉栗 支部長 左合 輝行 | | 丸 左 燃 糸 (株) | |
| 浅井 支部長 伊藤 裕彦 | | (有) ラ ム ダ | |
| 西成 支部長 長谷川 正己 | | (株)東海パン | |
| 千秋 支部長 平松 誠治 | | 丸 松 織 布 (株) | |
| 起 支部長 永田 秀郎 | | 起 織 物 (株) | |
| 大徳 支部長 近藤 米一 | | (有)近藤商店 | |
| 三条 支部長 吉田 達弘 | | (株)吉田組 | |
| 開明 支部長 野田 邦彦 | | (株)ノダックスコーポレーション | |
| 小信中島 支部長 山田 一仁 | | (株)山田家具 | |
| 朝日 支部長 坂井 俊夫 | | (株)坂井工業所 | |
| 稲沢 支部長 森 清次 | | 岩 本 製 菓 (株) | |
| 木曾川 支部長 矢野 尚彦 | | (株)中工 | |
| 北方 支部長 高橋 裕之 | | 曾 根 建 設 (株) | |
| 平和 支部長 石井 善博 | (株)ミヤケライフエージェンシー | | |
| 総務委員長 小島 洋一 | (株)愛和産業 | | |
| 税制委員長 光松 裕起 | 中 部 抵 抗 器 (株) | | |
| 組織委員長 青木 俊憲 | (株)シ一工一シ | | |
| 厚生委員長 佐々木 久直 | サ サ キ セ ル ム (株) | | |
| 青年部会長 佐々木 憲一 | 東 和 工 業 (株) | | |
| 青年部会 相談役 金森 貴史 | 春 日 ゴ ム 工 業 (株) | | |
| 監事 | 杵本 明 | い ち い 信 用 金 庫 | |
| | 森 茂樹 | 尾 西 信 用 金 庫 | |
| | 水谷 豊 | (株)水谷 | |
| | 永井 伸治 | (株)永井水道設備 | |
| | 大塚 えい子 | (有)指英商店 | |

平成29年12月現在

平成29年分

確定申告

申告と納税



申告書には
マイナンバーの
記載が必要です!

確定申告は、
自宅から
ネットが便利
☑早い ☑待たない
☑24時間いつでもOK

国税庁
ホームページで
申告書を作成

ネットで送信 (e-Tax)

プリントアウトして送付

医療費控除の提出書類が
簡略化されます

詳しくは **確定申告** 検索

申告の際には
マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です
※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

所得税および復興特別所得税
贈与税

平成30年
3月15日(木)まで

所得税および復興特別所得税の確定
申告の窓口での相談・申告書の受付は、
平成30年2月16日(金)からです。

消費税および地方消費税
(個人事業者)

平成30年
4月2日(月)まで

確定申告書の作成に当たっては、
「復興特別所得税額」の記載漏れの
のないようご注意ください。

事業税・住民税の申告期限
平成30年3月15日(木)まで

税務署・都道府県・市区町村

申告書はお早めに提出してください。なお、申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税

確定申告会場のお知らせ

会場
一宮地場産業
ファッションデザインセンター
一宮市大和町馬引字南正亀4-1
【バス】名鉄一宮駅②番のりば乗車、
「繊維センター前」バス停下車

開設期間
平成30年
2月16日(金)~3月15日(木)
土曜日、日曜日を除く。
ただし、2月18日(日)及び
2月25日(日)に限り日曜日も開設します。

開設時間
午前9時~午後5時
(受付終了時間:午後4時)
会場の混雑の状況により、
受付を早めに終了する場合があります。

税務署から相談窓口のお知らせ
●パソコンやスマートフォンなら
「タックスアンサー」と検索
●電話による相談は、「電話相談センター」へ
一宮税務署(Tel.0586-72-4331)
自動音声案内で「0」を選択



留意事項
●申告書の提出の方は、e-Tax又は郵送による提出にご協力をお願いします。
●開設期間中、一宮税務署で申告書の提出はできませんが、確定申告書の作成指導・
相談は行っていませんのでご了承ください。
●確定申告会場の駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。
●一宮地場産業ファッションデザインセンターでの電話対応は行っていません
ので、会場に関するお問い合わせは一宮税務署までお願いします。
●確定申告会場において相続税の申告相談は行っていませんので、一宮税務署まで
お願いします。

平成29年度
納税功勞表彰受彰者

一宮税務署長納税表彰受彰者

(敬称略・五十音順)

| 氏名 | 関係民間団体等の役職名 |
|-------|---------------------------|
| 井田 利絵 | 公益社団法人 一宮法人会 女性部会 常任理事 |
| 内池 正美 | 一宮青色申告会連合会 常任理事 |
| 金森 貴史 | 公益社団法人 一宮法人会 青年部会 相談役 |
| 滝 幹夫 | 公益社団法人 一宮法人会 常任理事 |



平成29年度 一宮税務署長納税表彰記念 平成29年11月13日



一宮税務推進協議会長表彰受彰者

(敬称略・五十音順)

| 氏名 | 関係民間団体等の役職名 |
|--------|---------------------------|
| 伊藤 裕彦 | 公益社団法人 一宮法人会 理事 |
| 大宮 勝博 | 一宮青色申告会連合会 常任理事 |
| 梶田 美佐子 | 公益社団法人 一宮法人会 女性部会 常任理事 |
| 松下 光男 | 一宮酒類行政連絡協議会 会長 |
| 安井 久雄 | 一宮間税会 監事 |
| 渡邊 清隆 | 公益社団法人 一宮法人会 青年部会 副部長 |

※公表を希望しない受彰者は掲載しておりません。



平成29年度 一宮税務推進協議会長表彰記念 平成29年11月13日

第34回 法人会全国大会 福井大会

平成29年10月5日(木) 会場／福井県産業会館

福井市の「福井県産業会館」において、全法連主催による第34回法人会全国大会(福井大会)が開催され、一宮法人会からは、伊藤副会長、榊原副会長、光松税制委員長、山内事務局長が出席した。

第1部の記念講演では、毎日新聞専門編集委員 与良正男氏より「今後の政治と経済の行方」と題して講演が行われた。

第2部の式典では、全国法人会総連合 柳田税制委員長より、「平成30年度税制改正に関する提言」についての取り纏めの経緯と主な提言内容について報告がなされた。また、青年部会による租税教育活動として、鹿屋肝属法人会 青年部会による事例報告がなされた。

以下、「平成30年度税制改正に関する提言」の概要を報告致します。



左より 光松税制委員長、一人おいて伊藤副会長、榊原副会長、一人おいて山内事務局長

平成30年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間ににおいては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまで指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

III. 地方のあり方

○地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

○「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

○地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多

く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

行動する法人会

平成30年度 税制改正に関する提言

一宮法人会では平成29年11月～12月、税制委員のメンバーより地元国会議員・地方自治体に「平成30年度税制改正に関する提言」を提出し、提言活動を行いました。

国会議員



自民党：江崎鐵磨議員



希望の党：岡本充功議員



日本維新の会：杉本和巳議員

地方自治体



中野正康 一宮市長



末松光生 一宮市議会議長

平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

医療費控除の適用を受ける場合は 領収書の提出が不要となりました

※ セルフメディケーション税制による医療費控除を同時に利用することはできません

改正の
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付
が必要となりました。

- ※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費通知などの書類を添付する場合は、このように貼って下さい。

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例 (生計が同じ妻：花子さん)

| | | | | | |
|--------------|------|-------|-----|--------|---|
| 国税太郎さんが受けた医療 | 2/18 | ■■病院 | 診療 | 6,000円 | ① |
| | | ▲▲薬局 | 医薬品 | 700円 | ② |
| 国税花子さんが受けた医療 | 9/13 | 〇〇診療所 | 診療 | 3,300円 | ③ |
| | | | 医薬品 | 1,100円 | |

平成 年分 医療費控除の明細書
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名

1 医療費通知に関する事項

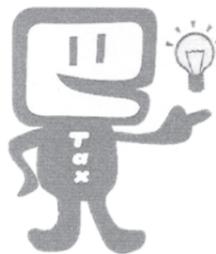
| | | | | |
|---|------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 医療費通知(※)を添付する場合は、右記の1～3を記入します。 ※医療費通知が添付されていない場合は、この欄を空欄で記入してください。 | 医療費通知に記載された医療費の額 | 1) うち子どもの医療費に充てられた医療費の額 | 2) うち高齢者の医療費に充てられた医療費の額 | 3) うち障害者の医療費に充てられた医療費の額 |
| 可 | 円 | 円 | 円 | 円 |

2 医療費(上記1以外)の明細

| | | | | |
|---------------|-------------------|----------------------------------|--------------|-------------------------|
| 1) 医療を受けた方の氏名 | 2) 病院・薬局などの支払先の名称 | 3) 医療費の区分 | 4) 支払った医療費の額 | 5) 1)のうちの医療費に充てられた医療費の額 |
| ① 国税太郎 | ■■病院 | □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費 | 9,400円 | |
| ② 同上 | ▲▲薬局 | □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費 | 700円 | |
| ③ 国税花子 | 〇〇診療所 | □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費 | 4,400円 | |

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

| | 1) 医療を受けた方の氏名 | 2) 病院・薬局などの支払先の名称 | 3) 医療費の区分 | 4) 支払った医療費の額 |
|---|---------------|-------------------|----------------------------------|--------------|
| ① | 国税太郎 | ■■病院 | □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費 | 9,400円 |
| ② | 同上 | ▲▲薬局 | □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費 | 700円 |
| ③ | 国税花子 | 〇〇診療所 | □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費 | 4,400円 |



医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで！
「医療費控除の明細書」や「セルフメディケーション税制の明細書」も作成できます。

作成コーナー 名古屋国税局・税務署
www.keisan.nta.go.jp (29.12)
※ 掲載QRコードのリンク先は予告なく変更又は削除する場合があります。

ご自宅で パソコン・タブレット・スマートフォンから 『スマート！確定申告』 申告書が作成できます！

確定申告会場は、**大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。**
ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」のメリット

メリット 1 税務署に行く手間がかかりません！

作成した申告書等は、e-Taxを利用して送信することができます。
また、印刷して郵送等により税務署に提出することもできます。
確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。
ご不明な点は電話で問合せできます(詳しくは裏面をご参照ください。)
※1 タブレット端末・スマートフォンからはe-Taxをご利用になれません。
※2 e-Taxでの送信には、事前にマイナンバーカード等の電子証明書とICカードリーダライタが必要です。

メリット 2 計算誤りの心配がありません！

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、計算誤りのない申告書等を作成できます。

メリット 3 プリントサービスにも対応しています！

プリンタをお持ちでない方やタブレット端末・スマートフォンをご使用の方も、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して、申告書等を印刷できます。

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス！！

名古屋国税局ホームページでは、
● 確定申告書等作成コーナーの操作マニュアルのほか、
申告書等作成の際に役立つ情報を掲載しています。



随時更新！！

www.nta.go.jp/nagoya

名古屋国税局

タブレット端末・スマートフォンをご使用の方は、こちらをご利用ください。

※ 掲載QRコードのリンク先は予告なく変更又は削除する場合があります。
名古屋国税局・税務署

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの
123... 記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

本人確認書類



マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証
- 身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ

※平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンバーカードの申請方法、受取方法等については、内閣府ホームページ「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

内閣府 マイナンバー

マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン設定などについては、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

公的個人認証サービス ICカードリーダーのご用意

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

※掲載URLは平成29年10月現在のものです。

国税庁 マイナンバー

～ 法人の皆さまへ ～

税務署へ提出する申告書や申請書には **法人番号の記載が必要です!!**

法人番号の情報や法人番号をお調べになりたい場合は、「国税庁法人番号公表サイト」をご覧ください。

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

法人番号公表サイト

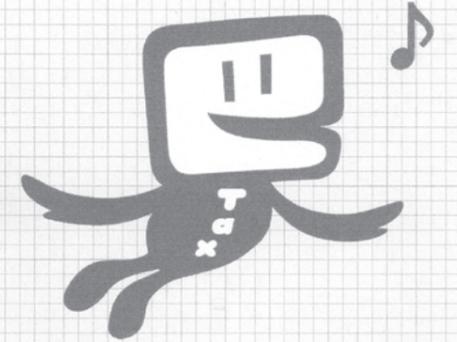


マイナンバーカードの
申請はお済みですか?

マイナンバーカードを
申請されて、受取を
忘れていませんか?

簡単・便利

国税の納付は、 ダイレクト納付 をご利用ください



徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダーは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税を納めている方に、特におすすめです。



スマホ・タブレット
でもOK!

ダイレクト納付とは...

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能!
- インターネットバンキングの契約が不要!
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能!
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能!

ダイレクト納付を利用するには

- 1** **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**
利用可能金融機関は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。
- 2** **利用者識別番号を取得する**
e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
- 3** **ダイレクト納付利用届出書を提出する**
「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでは、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

第31回法人会 全国青年の集い「高知大会」

平成29年11月9日(木)・10日(金) 会場/高知県民文化ホール

第31回法人会全国青年の集い「高知大会」が「未来へ継ぐ絆「高知」」のスローガンのもと開催され、佐々部会長をはじめとする9名のメンバーで参加させて頂きました。

1日目は「租税教育プレゼンテーション」が行われ、各地区での様々なプログラムを聞くことが出来ました。特に印象に残ったプログラムが、子供たちに『税金を使って、街づくりが出来る立場になったらどうするか?』ということ、公共施設・サービスのパネルを使い街づくりの疑似体験をしてもらい、街に税金が使われているという事を身近に実感してもらうというものでした。また夜には部会長ウェルカムパーティーも開催されました。

2日目は部会長サミットが行われ、本年の活動目標である「子供たちが税の使い道について考える機会を提供する」を実践するための手法について議論されました。我々が行っている租税教室を通じて、税金については子供たちの理解度は上昇したと思いますが、次年度以降もう一步踏み「税の使い道」を考えさせる授業ができるよう青年部会で話し合っていく必要があると痛感しました。また間寛平氏による「走ることで伝える大切な事 ～夢・出会い・絆～」を演題にした記念講演も開催されました。

全国各単会の方と出会うことで刺激や新しい気づきを得ることができ、また幕末の志士たちの足跡が色濃く残る土佐高知にて「絆」と「志」の重要性を肌と感じ、これから始まる「租税教室」へ向け想いが一つになった2日間でした。

(報告者:青年部会 副部会長 梅谷 朋志)



フラダンス 施設慰問

平成29年10月30日(月)

会場/祖父江愛照会グリーンハウス 参加者/80名

女性部会有志でフラダンス同好会を結成して今年で5年目になりました。

昨年より社会貢献事業として施設訪問を行っています。今年には社会福祉法人祖父江愛照会の運営される「祖父江愛照会グリーンハウス」に訪問しました。

当日は100名ほど(他にケアハウス30名、デイサービス30名)の入所者のうち70名の方が早くからホールに集まってくださり、とても明るいお顔をしてお迎えを頂きました。

そんな暖かい雰囲気の中、8曲を踊りました。南国の夜、ブルーハワイ、今夜は二人で等ハワイアンムードたっぷりの曲と少しリズムのある曲を選曲しました。又、皆さんに喜んで頂ける様、色とりどりの衣装の着替えなど工夫をしました。

最後に入所者の皆さんのところに行ってありがとうのお礼を伝えたところ、上手だったよ、生きてて良かった、また来てね…などのお声を頂き、私達の方がもっと練習しなくてはと励まされました。

祖父江愛照会グリーンハウスのスタッフの皆様にはお忙しいところ大変お世話になりました。ありがとうございました。

(報告者:女性部会 常任理事 廣瀬 ふみ子)



フォーラム21少年少女合唱団 ジョイントコンサート ～ハノーファー少女合唱団を迎えて～

平成29年10月7日(土)～9日(月) 会場/アイプラザ宮 大ホールほか

10月8日(日)、一宮市のフォーラム21少年少女合唱団(代表:宇野桂司氏)は、ドイツのハノーファー少女合唱団を迎えてジョイントコンサートを開催した。青年部会は、この演奏会を後援しサポーターとして活動した。

フォーラム21少年少女合唱団は、1991年一宮市で創立し、地元での活動のほか海外での演奏旅行も成功させている。ハノーファー少女合唱団は、世界で最も高い評価を得ている少女合唱団の一つであり、世界中で演奏会を行っている。

一行は、10月7日(土)午前に一宮に入り、ウェルカムティーパーティーに参加した。森 克彦会長の挨拶に続き、一宮市奥町の旭雅楽会による雅楽の演奏が行われた。その後の文化交流では、剣詩舞、抜刀術、一宮太鼓の披露があり、一緒になって太鼓をたたき姿が見られるなど、日本の伝統文化を楽しんだ。

夜は、両合唱団スタッフとともに一宮の日本料理店「寶楽」にて和食を頂き、日本の食文化を味わっていただいた。ドイツ国旗の色を配した田楽などおもてなしの心を込めて献立を準備した。

翌8日(日)午前は、石田元犬山市長の案内にて、犬山観光を行った。ドイツのライン河畔の風景と犬山の木曾川、犬山城の景観が似ていることから「日本ライン」と呼ばれている。当日は天気が良く、犬山城では上着を脱いで汗を拭きながらの登城となったが、史跡や古い街並みを満喫した。

フレンチ創作料理「なり多」にて昼食後、一宮に戻ってリハーサルを行い、夜のコンサートを迎えた。

アイプラザ宮 大ホールの600席は、ほぼ満員となり盛況であった。フォーラム21少年少女合唱団は「日本の童謡・唱」など11曲を披露し、ハノーファー少女合唱団はシューマン「流浪の民」など12曲を歌った。最後は、両団員全員がステージに上がりアンコール曲「さくら」「野ばら」を歌って締めくくった。フォーラム21少年少女合唱団ののびのびとした爽やかな歌声とハノーファー少女合唱団の正確で力強い歌声を堪能した2時間であった。

コンサート後は、金森事業委員長宅にて両合唱団スタッフとお茶会を開催し、夜更けまで余韻を楽しんだ。

翌9日(月)早朝には、次の演奏会場である広島に向けて出発するためお見送りをした。団員たちはホームステイしていたためホストファミリーと別れを惜む姿が見られた。

言葉はほとんど通じなかったが、たどたどしい英語と身振り手振りでコミュニケーションをとり、親交を深めることができた。サポーターとして食事、観光、送迎と慌ただしい3日間であったが、日独交流の一端を担い、有意義で貴重な経験ができたことに感謝いたします。



ウェルカムパーティーで旭雅楽会による雅楽の演奏



琴に興味津々



ハノーファーの指揮者と別れを惜しむ佐々青年部会長

(報告者:青年部会 副部会長 塚本 雅弘)

株式会社 なごやしめん亭

伝統 (Tradition)

明治10年の創業から141年の伝統を誇るなごやしめん亭。きしめんを全国販売した最初の会社としても知られています。尾張名古屋の名物を日本各地に伝えたその誇りを胸に携えて、これからの伝統を新たにつくり出していきます。

品質 (Quality)

人の味覚は正直です。その舌触り、歯ごたえ、のどごし、だし汁とのなじみ、伝統の味には「品」と「質」がすみずみまで行き届いています。そのこだわりを引き継いでいることこそ、なごやしめん亭の持ち味です。

心と味 (Communication)

ふと、めんが恋しくなるときがあります。この「ふと、思い立つ」瞬間を大事にしたいのが、なごやしめん亭の心。一度味わったら、忘れられない。味わう人と私たちの間に行きかう心のふれあいが、なごやしめん亭の原点です。

会社概要

商号 株式会社なごやしめん亭
 所在地 愛知県江南市東野町神田56番地(本社)
 愛知県一宮市浅井町黒岩番外19番地(商品管理センター及び営業本部)
 電話 0586-78-1251
 F A X 0586-78-2151
 代表者 代表取締役社長 脇田 隆祥
 資本金 5,100万円
 従業員 72名
 事業内容 総合的麺類の製造、販売



理念

- 一、味とのふれあい、心と心の絆を大切にします。
- 一、企業の社会的責任を認識して社会貢献を目指す。
- 一、お客様と社員の喜び、会社の安定のために幸福創造活動する。

沿革

尾張平野の小麦処で製麺業をはじめました。名古屋名物のきしめんをいち早く全国発売をしました。今では乾麺の他に、半生麺・ゆで麺(ロングライフ麺)も販売しています。

経営方針

- すべてのお客様に「笑顔で満足」していただけるように
- 一、安心、安全の心のこもった商品を提供します。
 - 一、一人ひとりの嗜好と健康を考え商品作りを提案します。
 - 一、技術と創造力を伸ばし、感謝と思いやりの心を持ってお客様と接します。



① ミキシング



② 熟成・圧延



③ 調量・裁断



④ 乾燥



⑤ 包装



⑥ 箱詰・出荷

報告記事

木曾川の畔、一宮市浅井町黒岩へなごやしめん亭一宮工場をお訪ねしました。

明治10年の創業以来141年の伝統を誇り、きしめんを全国販売した最初の会社と伺っています。

初めに応接室で販売課酒井さんのお話を伺いました。のどごしと歯ごたえ、味付けにこだわった商品の種類も多様で、又全て商品は常温保存できる等、長年の歴史に裏打ちされた商品が展示棚にはずらりと並んでいます。

次に工場へ案内して頂きました。屋外のサイロから工場内へパイプで運ばれて、塩水でミキシング、ローラーで延ばしてきしめん、うどん等の形状別に裁断、乾燥を経て袋詰めの商品になって降りてくるまで、自動の製造機が広い工場をぐるりと回って、人の手が触れることはありません。所々で職員さんが機械や商品の流れをチェックしています。長い竿に

出来たばかりの生麺が掛けられ、動いて行く様は壮観です。探知機で異物混入等チェック、殺菌処理を済ませた商品が箱詰めの段階で初めて人の手にかかります。

月に何十万食もの製造が可能とのお話が納得できるようなスムーズな流れに圧倒される思いでした。古来、誰もが親しんで来た麺のオートメーション製造に、ビックリした一日でした。

私は昭和40年代に関東から嫁いで来て、親類も友達もいない中、1歳の娘の食が細いのに困って、当時名鉄メルサにあったきしめん亭に連れて行ったところ、つるつると皆平らげて驚いた記憶が鮮明にあり、それ以来きしめんに親しみを感じています。きしめん亭の皆様、ご案内有り難うございました。

(報告者：広報委員 野島 櫻子)

税金クイズの開催

今年度も一宮法人会では、各地域でのイベントに参加して、「税金クイズ」を開催しました。

あいにく今年は異常気象の影響もあり雨天の日が多かったが、年数を重ねて開催してきたことで、「今年もやっとなるね」とお声をかけていただくこともあり「法人会の税金クイズ」として税の啓蒙に加え、法人会の知名度アップにもつながりつつあることを嬉しく思います。



10/21(土) びさいまつり「税金クイズ」

尾西
6支部合同



11/18(土) そぶえイチョウ黄葉まつり「税金クイズ」

祖父江支部



11/18(土) 19日 JA 愛知西農協 秋の感謝祭「税金クイズ」

丹陽・
西成支部



10/14(土) 15日 稲沢まつり「税金クイズ」

稲沢支部・
女性部会



10/15(日) 秋の萩原町商業祭 第13回素人チンドン大会「税金クイズ」

萩原支部



支部のうごき H29.10～H29.12

支部役員会

| | |
|------|-----------|
| 大徳支部 | 10月6日(金) |
| 丹陽支部 | 10月31日(火) |
| 起支部 | 12月6日(水) |

会員一日バス研修会



木曾川支部・北方支部合同
静岡 10月4日(水) 参加者25名



祖父江支部・平和支部合同
奈良 10月24日(火) 参加者36名



5支部合同(大志・本町・富士・向山・大江)
京都 11月1日(水) 参加者31名

はじめまして新会員の紹介 H29.10～H29.12

一宮法人会の新しいお仲間18社の皆様です。

(敬称略)

| 支部 | 法人名 | 代表者名 | 業種 | 紹介者名 |
|-----|---------------------|-------|------------------|---------------|
| 本町 | 合同会社Next Vision | 河原 佑太 | 飲食業 | |
| 栄 | 株式会社フューチャースタイル | 古川 修司 | 自動車部品卸売業 | 尾西信用金庫 本店営業部 |
| 向山 | 明野ゆり探偵事務所株式会社 | 向井 明美 | 興信所 | |
| // | 株式会社百馬 | 斎藤 雅和 | 介護事業 | 尾西信用金庫 公園通支店 |
| 大江 | ダイワ建設株式会社 | 武山 篤哉 | 建設業 | 尾西信用金庫 一宮支店 |
| 丹陽 | 一巧住託産業株式会社 | 橋本 稔也 | 不動産仲介業 | 株式会社インターヨーロッパ |
| // | 株式会社 カーサポートMHC | 安江 弘行 | 自動車・中古自動車の販売及び賃貸 | いちい信用金庫 丹陽支店 |
| 奥 | O・H・K technical株式会社 | 尾関 誠 | 車いす、板金製造業 | 尾西信用金庫 木曾川支店 |
| // | 株式会社ピクトワールー陽 | 新木 一一 | | |
| 今伊勢 | 合同会社Hassun | 酒井 仲 | 建設業 | 尾西信用金庫 今西支店 |
| 大和 | 松亀ジャパンフーズ株式会社 | 長屋 道松 | 飲食業 | 尾西信用金庫 公園通支店 |
| 葉栗 | 中部エンジニアプラスチック株式会社 | 岩田幸一郎 | プラスチック製造業 | 丸左燃糸株式会社 |
| 西成 | 株式会社タカイ | 高井 巖 | 織物修整 | 尾西信用金庫 今伊勢支店 |
| 朝日 | マルオカ産業株式会社 | 岡村 和俊 | 鋼線及び関連製品製造業 | |
| 稲沢 | 一般社団法人ライフサポート青空 | 鈴木 恵美 | 障害者就労支援 | 尾西信用金庫 稲沢支店 |
| // | 株式会社FORCE HOLDINGS | 久保田悦幸 | 建築業 | |
| 平和 | 有限会社山口金属工業 | 山口 博明 | 建築板金業 | |
| // | 株式会社徳永商店 | 徳永 善一 | | |

編集後記 a postscript by the editor

- ◎謹んで新年をお喜び申し上げます。本年もよろしく申し上げます。
- ◎昨年は、女性部会創立30周年記念事業、青年部会ではドイツからハノーファー少女合唱団を迎えてフォーラム21少年少女合唱団とのジョイントコンサート、地域の文化の紹介や交流事業、又、各支部による税金クイズなど数々の事業が開催されました。関係者の皆様ありがとうございました。
- ◎税を考える週間では、多数の会員の方々の表彰がありました。心よりお祝い申し上げます。今後ともよろしく申し上げます。
- ◎税務広報では多数の情報を掲載しましたのでご利用ください。
- ◎本年も税の情報、地域の情報や社会貢献事業などの広報に努めてまいります。

《感謝T.K》

公益社団法人一宮法人会報 第147号 平成30年1月(2018)発行

発行所 (公社)一宮法人会

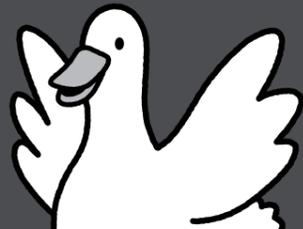
一宮市栄4丁目5番16号(一宮税理士会館1階)
電話(0586)73-2134～5
FAX(0586)73-5665
URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ichinomiya>

印刷 西濃印刷株式会社

岐阜市七軒町15
電話(058)263-4101

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知ですか? **病気やケガで入院した人の約4人に1人が仕事復帰まで2ヶ月以上かかっています。**
「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

- 1 病気・ケガで働けない場合を保障**
●精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます
- 2 入院中だけでなく所定の在宅療養で働けない場合も保障**
- 3 働けない状態が続く限り、60歳まで保障します**

※就労困難状態に該当している場合。
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1 全額損金

保険料は、全額損金に算入できます。
●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2 従業員の福利厚生

従業員様が、働けなくなった期間をサポートします。

●法人受取の場合、給付金を従業員様へ見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。
給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。
(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに 休業保障

経営者様が働けなくなった場合、給付金を経営資金に活用できます。
●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

愛知総合支社
〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0043-1711030 7月29日

一宮西病院

内科 消化器内科 呼吸器内科 循環器内科 内分泌・糖尿病内科
神経内科 外科 消化器外科 肛門外科 乳腺・内分泌外科 呼吸器外科
心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 眼科 耳鼻咽喉科
頭頸部外科 小児科 産婦人科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科
放射線診断科 放射線治療科 臨床検査科 病理診断科 麻酔科 救急科

一宮西病院



街と人が明るく
健康でいられますように



一宮西病院

〒494-0001 愛知県一宮市開明字平1番地
【診療時間】月～土曜日 9:00-12:00
【休診日】日曜・祝日・年末年始

TEL 0586-48-0077 (代表)

※月～金は一部の診療科で午後診を行っております
※救急の場合は随時受付応じます
※診療科により異なりますので詳しくはホームページをご確認ください



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

名古屋支社 一宮営業所/愛知県一宮市神山2-4-12
TEL 0586-43-3671

 **AIG損害保険株式会社**

名古屋プロチャネル営業部/愛知県名古屋市中区栄5-27-12
(富士火災名古屋ビル3F) TEL 052-857-1400